

第6回江東区基本構想審議会
会議録

日時：平成20年7月17日（木）

14:00～16:00

場所：江東区役所7階71会議室

【議事次第】

1. 開会
2. 事務局連絡
3. 分野別の施策の方向性について
4. 閉会

【出席者】

<出席委員>（敬称略・順不同）

中沢 正夫	榎本 雄一	板津 道也	松江 恒治
佐竹 としこ	福馬 恵美子	徳永 雅博	菊池 幸江
青山 侖	苦瀬 博仁	志村 秀明	緒方 泰子
小川 哲男	武田 茂治	伊藤 貫造	斎藤 正人
渡辺 孝至	山本 加津子	進藤 孝	吉条 良明
曾根 恵美子	浅見 純一郎	日向 恵	石井 毅
野本 孝三	長谷川 明	小林 敏雄	

<出席幹事>（敬称略・順不同）

佐藤 哲章	穴戸 孝	高橋 三喜男	大井 哲爾
合田 進	富所 博	矢野 純二	須田 雅美
田辺 英之輔	井口 ちよ	菊間 恵	鳥海 武
梅田 幸司	坂根 良平	藤原 隆	出口 泰治
石川 広	石井 茂	柳澤 健一	岡部 正道
谷口 昭生	大塚 善彦	押田 文子	武田 正孝
鈴木 信幸			

【傍聴者数】 9名

【議事概要】

1. 開会

会長

- ・ こんにちは。大変お暑いところ、しかも皆様お忙しいところ、お集りいただきありがとうございます。
- ・ それでは、第 6 回の江東区基本構想審議会を開催いたします。本日は韓委員、小室委員から、ご欠席との連絡をいただいております。傍聴者は 9 名、すでに傍聴席に入っておられますのでどうぞよろしく願います。では、始めに事務局から連絡事項をお願いします。

2. 事務局連絡

幹事

- ・ それでは事務局からご連絡申し上げます。本日は過半数の委員がご出席いただいておりますので、会議が有効に成立していることをご報告申し上げます。
- ・ お手元の資料の確認をお願いいたします。席上で配付した会議次第に配付資料の一覧がございます。それぞれの資料の右上には資料番号を示しておりますので、資料一覧とご照合いただき、確認をお願いいたします。資料で不足等ございましたら、お申しつけ下さい。
- ・ 続きまして、人事異動に伴い、本審議会の幹事ならびに臨時幹事に変更がございましたので、ご報告を申し上げます。＜資料 23＞1 ページ目の 14 番、土木部長が前任の野村に替わりまして、坂根が 7 月 16 日付で着任をいたしてございます。また、本日は出席をしておりますが、2 ページ目の 34 番、臨時幹事の子育て支援担当課長が、小笠原に替わりまして、橋本が着任いたしましたのでご報告いたします。なお、本審議会の野本委員、小林委員におかれましては、今般の異動に伴い、東京都を退職されています。両委員は本審議会条例の施行規則第 2 条に定める関係行政機関の職員として、審議会委員をお願いしていましたが、行政職員として豊富な経験をお持ちであり、またこれまでに 5 回の審議会に参加されてきた経緯がございますので、引き続き委員をお願いしてございます。なお、規定上の取扱いとして、同規則の第 4 条を適用いたしまして、両委員を関係行政機関の職員とみなし引き続き委員をお願いするものでございます。
- ・ 前回審議会終了後に開催しました小委員会について、ご報告申し上げます。今後の審議会における審議事項の確認と新たな基本構想の構成と分野別の施策の方向性について検討を行っております。小委員会の検討を行いまして、本日お配りしています基本構想の素案の作成を行ってございます。
- ・ 前回の審議会でご質問のあった江東区民意識意向調査の地区別回収率についてご回答申し上げます。＜資料 24＞調査票の回収率について地区別の状況はどうか、というご質問ですが、もっとも低い地域で 41.4%、高い地域でも 45.7%となっており、全体の平均の 43.4%から考えると、概ね地区ごとのバランスは取れているものと判断しております。なお、資料には性別、年代別等の回収率も併せて記載しておりますので、ご参考にご覧いた

だければと思います。

会長

- ・ただ今の事務局からの連絡事項について、ご質問等ございますか。(質問なし)
- ・それでは本日の審議に入りたいと思います。事務局から基本構想の素案が提示されております。まず、事務局から素案の内容について説明を行い、その後に審議に入りたいと思います。それでは事務局からご説明をお願いします。

幹事

- ・説明に入る前に、お手元に配付してございます意見メモについて申し上げます。本日の資料の中に意見メモが入っていますが、こちらは今日の審議会終了後にご意見をいただくために用意しているものでございます。発言の機会が十分に取れなかったり、後で気が付いた事などございましたら、意見メモにお書きいただき、後でご提出いただければと思います。具体的な提出方法につきましては、後ほどご説明させていただきたいと思っております。
- ・それでは、基本構想の素案について、説明させていただきます。少しお時間をいただきますので、あらかじめご承知願いたいと思います。
- ・お手元の資料 25、また併せて現在の基本構想の資料 6 を見比べながら、お聞きいただければと思います。説明は、まず私から全体の構成、および 1 章「新たな基本構想策定の背景」から 3 章の「将来への展望」までをご説明し、4 章「施策の大綱」及び 5 章「基本構想の実現のために」については各幹事からご説明させていただきます。
- ・最初に、今回の素案作成にあたり、特徴とした点を 3 点申し上げます。

(1)素案作成にあたっての特徴

- ・第一に、「将来の江東区をどのようなまちにするのか」、また「次世代のために」という、江東区の未来ということを強く意識した基本構想であるということです。別な言い方をしますと、未来志向と言えるかと思えます。基本構想は、今後の江東区の将来像を描き、今後のまちづくりの指針という大きな役割を持っています。今後の江東区の将来像を定め、そしてどのような施策を行っていくのか、ということが重要となります。
- ・また、江東未来会議におきましても、それぞれの分科会で「江東区が目指すべき将来像」を定め、その上で個別の施策についてご提案いただいております。
- ・こうした点を踏まえまして、今回の基本構想(素案)では、これまでの施策の記述を中心とした基本構想から、将来の江東区の姿というものを明確にしたものとなっております。区民の方が基本構想を読んだときに、将来の江東区がどのような姿になるのかをイメージを持てるような文書を盛り込んでございます。
- ・こうした江東区の未来を意識した基本構想、未来志向という点を大きな特徴としております。
- ・第二に、施策体系の大括り化ということです。前回の審議会においても若干説明させて

いただきましたが、環境変化の激しい現在においては、あまり細かな点まで、基本構想に記述してしまうことは、将来の施策の展開を困難にしてしまう恐れがあります。

- ・また、基本構想は区の憲法とも言われることから、今後江東区がどのような施策を行っていくのか、という施策の大綱の記述においては、なるべく基本的な考え方を記述するにとどめ、あまり細かな部分については言及していません。
- ・第三に、簡潔・明瞭ということです。現在の基本構想が全体で18ページとやや分量が多いことから、なるべくコンパクトなものとし、広く区民の方に親しまれるよう配慮いたしました。
- ・また、文体についても、これまでの「～だ」「～である」などの硬い常体の表現から「～です」「～ます」といった丁寧な敬体の表現に改め、区民の方が読んで親しむことができるよう、配慮いたしました。
- ・なお、文章の表記については、通常役所で用いる公文では硬いことから、放送現場で用いられているNHK 新用字用語辞典に基づき、表記しております。
- ・以上、3点が素案の大きな特徴となっておりますが、総じて申し上げますと区民の方に読んでいただける、親しまれる基本構想ということを強く意識しております。

(2)目次

- ・まず目次をご覧ください。素案では、基本構想の構成を5章立てとしております。前回の審議会で、基本構想の構成について説明させていただきましたが、基本構想の構成というのは概ね各自治体とも同様となっております。
- ・順番に申し上げますと、1章は、「新たな基本構想策定の背景」として、なぜ今回基本構想を新たに作成することとなったのか、その理由について本区の歴史や国・都の状況等も含め、記述しております。
- ・2章の「基本理念」については、基本構想全体を貫く考え方、基本的な姿勢として3点掲げております。
- ・3章の「将来への展望」については、将来江東区がどのような姿を目指すのか、を記載しており、具体的には江東区の将来像（キャッチフレーズ）の設定、および「目指すべき江東区の姿」を掲げております。
- ・4章は「施策の大綱」として、3章に掲げた将来の姿に向かって、では江東区はどのような施策を行っていくのか、ということに記載しております。なお、この施策の区分については、(1)が緑と環境、(2)が子どもと教育、(3)が産業と生活、(4)が健康と福祉、(5)がまちづくりとなっております。
- ・この区分については、(2)、(3)、(4)は江東未来会議の区分と同様となっており、(1)と(5)については未来会議の第4分科会のまちづくりと環境を区分し、環境を(1)、まちづくりを(5)としております。
- ・ちなみに、第5分科会の行財政運営・協働については、区の運営に関する部分でありま

すので、第5章「基本構想の実現のために」という部分になっております。

- ・この順番につきましては、先ほど申し上げましたように、今回の基本構想は未来ということに大きな特徴を置いていること、また「緑、環境」が本区の大きな特徴であることから、一番目としております。

(3)新たな基本構想策定の背景

- ・次に1ページをご覧ください。「新たな基本構想策定の背景」についてです。こちらは、過去の江東区の歴史等を踏まえ、世界の状況、東京都の現況等に言及しながら記述しております。
- ・そして最後に、「過去経験したことの無い急激な社会経済状況の変化に的確に対応し、新たな長期的視点に立った江東区を作っていくことが強く求められています」として、今回の基本構想を新たに策定することとなった理由について記述しております。この第1章の部分は、総じて過去から現在までを記述しております。

(4)基本理念

- ・次に2ページの基本理念です。基本理念とは、先ほども申し上げましたとおり、基本構想全体を貫く考え方、また基本構想を策定する上での基本的姿勢として位置づけられるものです。
- ・1ページで、新たな基本構想策定の背景について説明した上で、では、どのような考え方・姿勢で基本構想をつくるのか、という点について説明しております。
- ・現在の基本構想では、「人間性の尊重」、「自立と交流・連携」、「地域性の重視」という3点が基本理念となっております。今回の基本理念については、記載のとおりとなっております。
- ・この3つの基本理念の考え方は、未来を強く意識したということが今回の基本構想案の大きな特徴であること、将来の区民の方が誇れるような区であってほしい、という思いから、「次の世代が誇れる江東区をつくります」ということをトップにもってきております。
- ・次の「区民一人一人が互いの人権を尊重し、区とともに責任をもって江東区をつくります」については、先ほどの「次の世代が誇れる江東区をつくる」ためには、当然のことながら、現在の区民の方々と区がともに江東区をつくっていくことが重要となってきます。そのためには、区民の方お一人お一人が、それぞれの人権を尊重し、お互いの立場や考え方を理解し合うといったことが重要となります。昨今、秋葉原の通り魔事件などの他人のことを考えない、身勝手な犯罪などが報道されていますが、より良い社会を構築するためには、それぞれ一人一人が、互いを認め合い、助け合うことが重要となってきます。
- ・そうしたことを踏まえ、また、その区民一人一人が、まちづくりの重要な担い手であることを自覚していただき、区とともに責任をもって江東区をつくるということとしております。

- ・最後の「区民が生き生きと暮らせる江東区をつくります」では、先の区民一人一人がその個性を生かすことができ、自己実現を図れるような江東区をつくっていくこととしております。
- ・なお、ここで区民という言葉がでてきますが、四角で囲った枠に定義を掲載しております。区民については、単に区内在住、在勤ということに限らず、区内で活動する人すべてと大きく定義しております。以上が、基本理念についてです。

(5) 将来への展望

- ・次に、3ページの将来への展望についてです。先ほどの1ページにおいて、過去の歴史等から現在までを明記し、今回の基本構想策定の背景を説明したところですが、この3章では現在から将来に向かっての文章としております。
- ・現在、 となっているところは、新しい江東区の将来像、キャッチフレーズが入ることを予定しております。現基本構想は「伝統と未来が息づく水彩都市・江東」となっているわけですが、この将来像については次回8月6日の議題とさせていただきます。
- ・ちなみに、このキャッチフレーズは、 江東区の将来イメージを総合的に示すもの、目指す理想のまちの姿・区民生活のイメージ、という位置づけとなっております。
- ・4ページには、「目指すべき江東区の姿」を掲載しております。この部分は、冒頭にも申し上げましたように、区民の方がこの基本構想を読んだときに、将来の江東区がイメージできるように記載した文書となっております。こうした内容は現在の基本構想にはなく、今回の大きな特徴となっております。
- ・例を申し上げますと、例えば緑・環境分野では「緑あふれる地球環境にやさしいまち」を「目指すべき江東区の姿」とし、その具体的なイメージができるよう、「身近に豊かな水辺と緑に親しむことができる～」などの文章を記載しております。
- ・なお、この「目指すべき江東区の姿」は、単に10年後、20年後の江東区の姿ということではなく、究極的に江東区がどのような姿になっているのかを明記しております。
- ・なお、ここの5項目の区分については、冒頭に申し上げましたが、1が緑と環境、2が子どもと教育、3が産業と生活、4が健康と福祉、5がまちづくりとしております。

(6) 施策の大綱

- ・次に、5ページ以降の施策の大綱についてです。施策の大綱のそれぞれについては、後ほど分野別に各幹事から説明させていただきますが、基本的な構成について若干説明させていただきます。
- ・先ほど4ページで「目指すべき江東区の姿」を明確にしましたが、5ページ以降は、では実際にその将来の目標に向かってどのような施策を行っていくのか、ということを実分野別に記載しております。
- ・1つの例で申し上げますと、4ページに「1 緑あふれる地球環境にやさしいまち」とし

て、緑や環境分野における将来の江東区の姿を明記し、下の2つの文章をお読みいただくと、その姿をイメージできるようにしております。

- ・そして、5ページの(1)の部分で、区はどのような施策を行っていくのか、ということの説明する文章、具体的には「江東区では、江戸時代から現在に至るまで～」から始まり、その考え方を記載しております。その考え方、施策の方向性を分類しますと、環境負荷の少ないまちづくり、水辺と緑に彩られた魅力あるまちの形成、という2つに整理しております。
- ・そして、本日は空欄となっておりますが、実際には例えばであれば、環境負荷の少ない地域づくりの具体的な内容を、現在空白となっているところに詳しく書き込むこととしております。その具体的な記述については、本日の審議会での議論や、皆さまからお出しいただく意見メモを反映し、次回8月6日の審議会でご提示したいと考えております。
- ・なお、この5ページにあります と の分類と、4ページにあります、 と は連動しているということではありません。あくまでイメージできるような文章を挙げて、5ページ以降の具体的な施策の大綱とは別のものがございます。
私からの説明は以上です。

3. 分野別の施策の方向性について

幹事

- ・ < 4 (1) 緑あふれる地球環境にやさしいまち > についてご説明させていただきます。
- ・ 本区では、本日までごみ問題や水害などの様々な環境問題に取り組んでまいりましたが、近年、二酸化炭素などの温室効果ガスが人為的に排出されることにより、地球温暖化が過度に進む恐れが生じてきております。これに対する取り組みが現在一層求められているのが現状です。現在、国や都、企業等においては温暖化防止に向けた様々な取り組みが進められておりますが、区におきましても、持続可能な社会形成に向け環境負荷の少ない地域づくりの取り組みをしています。それと同時に区民に安らぎと潤いを与えるだけでなく、ヒートアイランド対策など、環境面の保全にも繋がる本区の特徴である水辺と緑に彩られた魅力あるまちの形成に努めています。
- ・ 「環境負荷の少ない地域づくり」についてですが、一点目は、本区では家庭からの二酸化炭素の排出量が全体の約24%を占めておりますが、この家庭部門の排出量削減に取り組むことが求められています。そのためにはこどものときから環境に配慮した生活スタイルを身に付けていくことが大切なことですが、本区では今年から小学校の全5年生を対象にしまして、家庭で保護者と一緒になり、カーボンマイナスこどもアクション事業を実施し、実際に家庭で二酸化炭素の削減に取り組んでもらうほか、環境家計簿の活用など、区民一人一人が身近に取り組む地域からの取り組みを促進していくこととさせていただきます。
- ・ 二点目は3Rの徹底を図り、天然資源の利用を抑制される環境負荷の少ない資源循環型の地域社会づくりに努めていくこととさせていただきます。なお、リサイクルについては現在、ごみ

の減量や資源の有効活用の観点から、ペットボトル、ビン、缶などの9品目の回収事業を実施しておりますが、今後新たな廃プラスチックの回収により、一層のリサイクルに努めてまいります。また、ごみ減量、二酸化炭素排出削減に向けて、発生抑制を推進することが極めて効果的と考えており、無駄をなくし、物を大切にする地域環境の醸成に努めていくために、環境学習情報館を通しまして様々な情報を発信し、リデュースに取り組んでいきます。

- ・ 三点目は、環境基本計画、環境行動計画に基づく、環境負荷の低減に向けた区民、事業者、行政がそれぞれの役割分担の取り組みについてですが、より効率的な対応していく上からも、今後三者の一層の連携を協働し、環境負荷の少ない地域づくりに取り組んでいくこととございます。
- ・ 「水辺と緑に彩られた魅力あるまちの形成」についての取り組みですが、一点目は、本区には東京湾、荒川、隅田川といった大動脈としての水辺と、区内を縦横に流れる河川、運河といった動脈としての水辺が存在しております。こうした特長を活かし、区民、事業者、行政が協働する水辺の歩行者ネットワークや緑地帯の形成、河川、運河の整備など、運河・河川沿いの緑化推進を図っていくこととございます。
- ・ 二点目は、まちの中の身近な緑を増やしていくことについてですが、そのためには土地利用転換や新たな土地開発に合わせ、敷地内の緑化や屋上緑化、壁面緑化など、様々な緑化を推進し多くの緑を増やしていくこととございます。

幹事

- ・ < 4 (2) 未来に羽ばたく子どもを育むまち > についてご説明に申し上げます。
- ・ 第一部会におきましては、目指すべき江東区の姿を「未来に羽ばたく子どもを育むまち」と掲げました。
- ・ 4 ページの目指すべき江東区の姿の中で、子どもたちが温かい環境の中で元気に育っていく姿をお示ししているところでございます。3 つほどイメージをしてございますが、江東区で生まれ育った子どもが、江東区を愛し世界を舞台に生き生きと羽ばたいていく環境を創造していくことが今求められていることであり、そのためには子どもの年齢や子育て家庭の世代ニーズを的確に捉え、安心して子どもを産み育てられる環境の充実に努めること、また、学習環境の整備や地域等との連携をより一層推進し、一人一人が大切にされる楽しい学校を作るとともに、生きる力を育む教育を実現していくことであります。さらに、家庭や学校や地域が一体となり、健やかな子どもの未来を育む地域社会づくりを進めていくこと、この3 点が重要であると考えております。
- ・ 具体的に重要な施策の方向性として、3 つの柱を設定いたしました。
- ・ 「安心して子どもを産み、育てられる環境の充実」についてですが、これまでも保育サービスの充実と子育て支援の充実は、江東区の基本的な施策として進めてまいりましたが、この方向は今後も継続するものと考えております。特に、保育所、学童クラブの子育て支援施設の整備は、児童の福祉向上だけでなく、保護者の就労支援、女性の自立した生き方

の支援からも、その充実に更に努めていくことが必要であると考えております。また、子育ての不安を保護者の周囲で受け止め、不安を和らげ無くす、そうした交流支援の整備も大切なものと考えております。拠点となる施設整備もさることながら、心の触れ合いを実感できる交流機会を数多く持て、江東区に転入したばかりの区民、初めて子どもを育てる若い区民が楽しく子育てが出来る環境をつくるための取り組みが必要だと考えております。

- ・「生きる力を育む魅力ある学校（園）づくり」についてですが、生きる力につきましては、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し行動し、よりよく問題を解決出来る力であり、自らを律しつつ他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性とたくましく生きるための健康と捉えています。このような生きる力を身に付けさせるために、こどもの持つ可能性を大きく発揮できる学習環境、いわゆる魅力ある学校を創造していく。また、いじめ、不登校の課題につきましては、江東区全体の課題として考え、行政、家庭、地域が一体となり、子どもたちが安心して通える楽しい学校を作っていくことに努めていきたいと思っております。さらに、積極的に大学等の高等教育機関や区内企業とも連携をとり、学校自身の教育力の更なる向上を図ってまいります。
- ・「こどもの未来を育む地域社会づくり」についてですが、下町を色濃く残す本区においては、地域社会は、子育て環境になくしてはならない存在です。近年、地域を構成する主体として、区民に加え、在勤の方、企業、NPO、ボランティアなどの広がりをもってきました。多様な主体がそれぞれの得意分野で子育て家庭を支援することが子育ての不安に対する間口の広い受け皿となります。協働事業、学習機会の提供、PR活動などを通し、地域での子育ての環境の醸成に努めてまいります。地域社会と子どもたちの関係を考えますとき、子どもたちが安全に生活を営めるかどうかは重要な問題であり、こどもの成長を後押しすることが地域の共通の課題となるように、地域にさらに働きかけてまいりたいと思っております。

幹事

- ・産業・コミュニティの分野である「(3)区民の力で築く元気に輝くまち」についてご説明させていただきます。
- ・本区の現状・背景ですが、高齢社会の進展、集合住宅の増加、急激な人口構造の変化という状況の中で、その変化に対応した良好な地域社会の形成と維持が求められることを謳っています。このために下の文面に3つのアプローチを掲げております。
- ・「個性を尊重し、活かしあう地域づくり」を進めていくこととなりますが、具体的な方向としては町会やNPOなど、地域区民活動を通し、まちの安心、あるいは活力の源となるコミュニティを活性化していくこととなります。2つ目は、健康で生き生き暮らせる生涯スポーツ社会づくり、3つめは男女協働参画社会の実現といったことが考えられます。
- ・「地域文化の活用と創造」の推進ですが、伝統・芸術文化、新たな地域文化づくりを進めていくこと、2点目は、地域資源の活用、観光の振興を通し、区の魅力を内外に発信し

ていく、こういったことが考えられております。

- ・「健全で活力ある地域産業の育成」ですが、産学公の連携、あるいは技術力を向上していく、そういった形で中小企業の育成支援を図っていく。2点目は、消費者ニーズを捉えた商店街振興への支援、3点目として安心できる消費者の権利保護という面からのアプローチをしていく必要があると考えます。

幹事

- ・ < 4 (4) とともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち > について、保健福祉分野における施策の考え方として、記載文章の 1 行目から 3 行目にありますように、現在全国的な少子高齢化の中、江東区においても、高齢化率の上昇、単身高齢者、高齢者夫婦のみの世帯の増加などにより、誰もが安心して生き生きと暮らせる健康福祉施策の充実が求められております。
- ・ ちなみに我が国の高齢化の進行については、2030 年（平成 42 年）には、75 歳以上の後期高齢者が現在の 2 倍近い 2,260 万人に増加すると推計されており、65 歳以上の一人暮らしの高齢者世帯も、2000 年（平成 12 年）は 303 万世帯であったが、2025 年（平成 37 年）には、680 万世帯と 2 倍以上に増加すると推計されております。
- ・ 江東区の高齢者人口に関しては、今年 4 月 1 日現在、住民基本台帳での 65 歳以上人口は、81,914 人、高齢化率 19.0% となっており、住民基本台帳上での高齢者単身世帯は 24,369 世帯、高齢者のみの複数世帯は 13,803 世帯となっており、昨年と比べ 1 年間で高齢者単身世帯は約 1,800 世帯、高齢者のみの複数世帯は約 700 世帯も増加しています。二世代の同居を親子相互が望まない傾向が増える中、集合住宅の多い本区の特徴から地域での高齢者等の孤立状態が進行することが大きな懸念であり、同時に死亡原因で 6 割、医療費では 3 割を占める生活習慣病の増加が健康に対する大きな脅威となっております。
- ・ 区民がそれぞれのライフステージにおいて、身体の特性に合った医療サービスがいつでもフリーアクセスで受けられる体制の確保と、健康に関する指導助言や情報がいつでも得られる体制の整備が必要であり、またたとえ障害や要介護状態になったとしても、地域で普通に暮らせるようにするための様々な支え合いのための仕組みや社会資源の整備と活用が大事であることは論を待たないものと考えます。
- ・ そこで記載の 4 行目からですが、区民がライフステージやライフスタイルに応じて適切な地域医療を受けることができ、健康で安心して生活できる保健・医療体制の充実を図るとともに、また福祉・保健のネットワークのもとで、地域を支えあう心を育み、地域参加のしくみを充実することにより誰もが自立し安心して暮らせる施策を推進します。
- ・ 保健の面の施策では、「健康で安心して生活できる保健・医療体制の充実」という施策を掲げました。
- ・ 具体的な内容として、第一に長年にわたる生活習慣を起因とする生活習慣病対策を念頭においた健康づくり施策を充実すること。第二に新型インフルエンザなどの新たな感染症の脅威に対する対策や食の安全確保といった環境安全対策などによる暮らしの安心安全

の確保、第三には、ライフステージやライフスタイルに応じた医療体制の整備、地域保健医療の充実、といった項目を想定してこのような表現といたしました。

- ・福祉の面の施策では、「誰もが自立し、安心して暮らせる福祉施策の推進」という表現としました。
- ・具体的内容として、第一に誰もが住みなれた地域で安心して充実した生活がおくれるよう福祉・保健のネットワーク化を進め、総合的福祉の推進を図ること、第二には、元気な高齢者をはじめ、区民誰もが地域における福祉保健の推進役として活躍出来るよう支援し、また地域福祉の充実を図ること、第三には、高齢者・障害者をはじめ、誰もが自立した生活を営むことが出来ることを視点とした施策に取組むこと、などの項目を想定し、このような表現といたしました。ここでは基本的な福祉ニーズは、公的な福祉サービスで対応する原則を踏まえつつ、地域における多様なニーズへの適切な対応を図る上で、成熟した社会における自立した個人が主体的に関わり合い、支え合う地域における新たな支え合い、すなわち、公助と自助の間にする共助を地域におけるセーフティネットとして実現していくことを一つの目標として意識したものでございます。

幹事

- ・ < 4 (5) 住みよさを実感できる世界に誇れるまち > では、都市整備、道路・交通、防災・防犯が主な内容になっております。こういった分野の中で住民の皆さんが住みよさを実感できる江東区をハード・ソフト両面からのまちづくりで作っていくというものです。文章にもありますように、本区は伝統が息づく既成市街地、いわゆる下町の地域と、臨海部などの躍動感ある新しい市街地の両面を併せ持っています。
- ・ また、集合住宅建設による人口の増加、臨海部での開発の進捗、こういった大きな可能性を秘めている、こうした地域特性を活かしながら、区民がともに生活し心が通じ合う快適な暮らしを支えるまちづくりを進めていくものでございます。
- ・ また、災害や犯罪の不安がなく、安全で安心なまちを実現することでございます。
- ・ 具体的施策の「快適な暮らしを支えるまち」は、主に都市整備や道路・交通分野です。具体的には、臨海部における大規模集合住宅建設など住民の増加に対応した公共公益施設や都市基盤の整備を計画的に進めていく。次に住宅関係で申しますと、良好な住宅、住環境を確保するための地域や住民自身の取り組み支援を行う。それから、生活利便性や区内中小企業等の産業活動を支える道路網や公共交通の充実を行います。
- ・ 「安全で安心なまちの実現」に関しては、区民の要望が非常に高い分野であり、具体的には防災、防犯面となります。防災面では、ハード面として、公共施設や住宅、民間施設などの耐震化の促進など、災害に強いまちをつくることでございます。またソフト面では、区民の皆さんの防災意識の向上、あるいは地域防災活動の活性化とともに、災害応急物資の充実や避難所の確保など、防災対策を推進していくものでございます。また、防犯面では、区民の防犯意識の向上、地域の自主的な防犯活動を支援して安心して暮らせるまちを

目指すものでございます。

幹事

- ・ 10 ページ「基本構想の実現のために」のご説明申し上げます。
- ・ まず、本章を設ける趣旨について、これまで各幹事からご説明した施策の大綱を実施し将来像を実現するためには、区としても体制を整えなければいけない部分がございます。
- ・ 今まで以上に開かれた区政を実現していかなければならず、そのためには協働しやすい組織づくり、一層効果的な情報提供の仕組みづくりなど、様々な手当てが必要となります。本章ではこのような、基本構想実現の前提となる、区が行うべき行財政運営等について章を設けました。
- ・ 次に、内容についてご説明申し上げます。
- ・ 全体の構成はこれまでの施策の大綱と同じとなっております。文章部分ですが、下のから は各段落を一言でまとめたものを記載してございます。上から 2 行目から始まる段落、 に対応する部分の記述ですが、今後の区政運営に不可欠である区民との協働、区政参画の取組み等について記載してございます。これは未来会議の第 5 分科会提言の主要な部分であり、区といたしましても最も重視するものとして最初に記載しております。
- ・ 次に 5 行目から始まる段落、 に対応する部分ですが、本区は今後平成 30 年代に向けて、人口が増加し続けることが予想されており、人口増加にとどまらず、区を取り巻く状況は激しく変化していくものと考えられます。そうした中、区民ニーズに適切に対応していくため、人材育成、組織体制づくり、行財政運営等区の基盤をより確かなものとしていきます。
- ・ 最後に下から 2 行目から始まる段落、 に対応する部分です。現在、国の地方分権の推進、都区のあり方の議論等が行われています。これらの見直しの結果、これまで国や都が持っていた権限や事務事業が今後、区に移管されることが想定されます。
- ・ このように本区の事情に即した意思決定、事務処理を行い、またその責任を負うことを「自律的」と表現しています。ここでは、その自律的な区政運営に必要な財源確保手法や組織のあり方を検討し、それに必要な対策を講じていくという内容となっております。
- ・ 以上、説明とさせていただきますが、今回幹事がご説明しました施策の大綱における大きな柱につきましては、既に各委員ご案内の通り、未来会議提言書を最大限尊重した形で記載をしていることを申し述べておきたいと思っております。

会長

- ・ 本日はこの基本構想の素案について、各分野別に委員の皆様のご意見を聞いていくことを中心として審議を進めたいと考えております。分野別にいく前に、この素案の中では 3 ページまでの総論の部分について、基本構想策定の背景、基本理念、将来への展望の部分についてご質問を承りたいと思っております。

委員

- ・3ページの「将来への展望」について、一つ目はまちを形成し、発展していくと書いてあるが、二つ目には、都市を残していくという表現になっている。この将来への展望の記載は、その次にくるキャッチフレーズを仲介として、目指すべき江東区の姿に繋がっていくところだと思うが、「都市」と「まち」の言葉の使い分けには意味合いがあるのか教えていただきたい。

幹事

- ・「都市」と「まち」について、厳密には特に言葉の使い分けはしていません。全体の流れなどから、そうした意味合いとしております。

委員

- ・そうすると、一つ目の では、「まち」を過去から形成し、さらにまちが発展していくと書いてあるのを受けて、その次の2つ目の だけ、「都市」を残すことと表現が変わっている。「まちを作ってきたが、都市を残す」ということが良く分からなかった。厳密に表現を意識して分けているか分からないが、全体を通して見たときに、「都市」「まち」「地域社会」「地域」という言葉を使っている。柱として出来る江東区の姿、目標となるところには全て「まち」と書いてあるので、その「まち」の意味合いがあり、そしてそれを詳しく説明する時に「地域社会」や「地域」という言葉が出てきていると思ったが、全体を通して理解をしていくときに、「都市」という言葉は何か特別な機能を意味して残していきたいということなのか、ちょっと理解しがたい。

幹事

- ・3ページの冒頭の「まち」ですが、江東区は埋め立てであり、その頃は人がおりませんでした。どんどん埋め立てし、土地を増やし、それから人が集まり都市が形成されていく、そういったことを背景とし、前半では「まち」、後半では「都市」を想定して記載をしています。

委員

- ・そうであれば、せっかく二つ目に「都市」という言葉が出てきたのであれば、それを受けた形で今後の内容の全体に関わってくるはずだが、イメージする「都市」というのがどういうものか書いていない。「まち」を前提として具体的に書いてある印象を持ったが、ここだけ「都市」がこの先残していくものだとする記述があるので、「都市」に特別な印象を受けた。

委員

- ・私も同じような思いがあり、この「都市」の意図するところは、「後世の人々も豊かな生活を享受し、安心していきいきと暮らせる」ことが出来るような「文化」を残すとか、「施設」を残すとか、「行政のしくみ」を残すなどの言葉が入っていれば理解できる。それをどういった言葉で表現するのか分からないが、「都市」というと、「まち」を大きく変えて「都市」を残すという表現が違ってしまふ。何か適切な言葉を加えれば良いと思います。

委員

- ・この「都市」とは、今までの「伝統と未来が息づく水彩都市・江東」という現キャッチフレーズから引用している「都市」ではないか。このまま残しても特におかしくはないと思います。

委員

- ・この目次にあるように、施策の大綱は全て「まち」で統一している。この3ページの「都市」を「まち」と呼びかえればよいと思うが。

会長

- ・都市の定義は、地方自治法の市の定義や、都市計画法の定義があり、総合すると3つの要素がある。1つは農村に対する対比で、都市的な産業が集積している、従業人口もそれで定義されている。2つ目は周囲の地方に対する中心性がある。3つ目は、都市的施設があるということ。この3点が地方自治法や都市計画法の都市の定義である。
- ・「まち」という言葉は少し違う意味合いがあります。一方で、かつて日本は「都市計画」と言った時代が長かったが、最近ではひらがなで、「まちづくり」が普通になってきました。都市計画というと、用途地域を決め、容積率や高さなどを決めていくという技術的な要素の印象が強い。そうではなく、福祉や景観や快適性など総合的に考える傾向が強くなってきたので、ひらがなの「まちづくり」が広まった。その傾向は実は日本だけではなく、ヨーロッパでも同様に起こっている。かつてはランドユースということで、日本と同じように用途計画を中心都市計画として考えていたのが、総合的に考えることで、現在は、スペーシャルプランニング（空間計画）という場合が多くなった。法律まで出来ており、各都市はスペーシャルプランニング（空間計画）を作るという言い方になっている。
- ・米国でもスマートグロース（賢い成長）として、土地利用計画ではなく、福祉や環境や経済など総合的に考えることが広まっている。こうして日本も「都市計画」と言わず、ひらがなで「まちづくり」という、総合的に「まち」を考えることで広まったので、そういった考え方で使い分けをしていけばよいと思います。

委員

- ・先ほどのお話も含めて、ここの読み方として「都市を残していく」だけを外せば良い。「後世の人々も豊かな生活を享受し、安心して生き生きと暮らせることが求められています。」要するにソフト面でもハード面でも、会長のお話だと私なりに考えると、「都市」というとハード的な要素であり、「まち」というとソフト面とハード面、両面になる気がします。現基本構想では、将来像に「水彩都市」という言葉が出てきて、どちらかというハード的な部分が多かったが、今回の基本構想では、ハード部分だけではなく、ソフト部分も盛り込まれた新しい基本構想づくりだと思いますので、なるべく「都市」という言葉は使わないほうがよいと思っています。

会長

- ・では、この問題はだいたい結論が出たようなので、次回までに小委員会でも議論して表現については改めて提出したいと思います。そういうことでよろしいですか。（「はい」の

声)

- ・ではお待たせしました、先ほどの他のご意見どうぞ。

委員

- ・2 ページの基本理念のところ、ここに3つの大きなテーマがありますが、1つ目が「次の世代に誇れる江東区をつくります」、3つ目は「区民が生き生きと暮らせる江東区をつくります」、この主語は「本区」という意味になるかと思うが、2つ目の「区民一人一人が互いの人権を尊重し、区とともに責任をもって江東区をつくります」というところがよく分からないので、説明をしていただけますか？

幹事

- ・テーマの説明ですが、1番目が未来志向という点から「次の世代が誇れる江東区をつくります」という部分を大きくピックアップしたところがございます。
- ・2番目については、次の世代が誇れる江東区をつくるために、当然のことながら現在の区民の方々が区と一緒にあって、江東区をつくっていくことが重要となってきます。そのためには、区民の一人一人が人権を尊重し、お互いの立場や考え方を理解し合うということが前提となると思います。そうしたことを前提とした上で、区と共に江東区をつくっていく、区民同士の関係と区と区民との協働を表記したところがございます。

委員

- ・これも主語が、江東区は区民一人一人が互いの人権を尊重できる構図というか分からないが、「区とともに責任をもって」というところで、「区とともに」が、非常に、区が上位概念で、区民が下の概念のように思える。これからは参加型の「まちづくり」なので、地方分権では皆対等であるし、どちらかという区民主権であるから、この文章だと区が上位に感じる。

委員

- ・私も同じように感じていて、全体として抽象的なのと、区と区民との関係が文章の中で色々と主語がどこにあるのかという感じがする。憲法というからには、区民も行政も一体として、その方向を目指していくものだと思うが、まず基本理念のところ、「区民と区」というのが、そもそも「区」というのが「行政」なのか、「区とともに」の「区」の意味が何を指しているのか分からない。区民一人一人の人権は、まず尊重されるものであり、お互いに尊重するものではなく、行政はその人権を尊重するために仕事をする、という関係にあると思います。この2番目の意味が全然理解できない。
- ・その前の「先人達が築き上げた、この伝統ある江東区を継承・発展させ」とあるが、その前段として「この伝統ある」というのは何が伝統で、過去のものについては、継承すべきもの、発展させるべきもの、更に正していかななくてはならないものがあると思うが、この中身が全然ない中で基本理念が出てくるのが分からないし、基本理念としては、1番と3番の部分の関係が、どう違うのかというのも、もう少し整理をして中身をはっきりとさせた方が良いのではないかと思います。

会長

- ・この部分について、意見を出していただき、後ほど小委員会で整理します。

委員

- ・この中の始めの のところですが、「先人達が築き上げたこの伝統ある江東区」と「江東区」と一つにまとめてあるが、この伝統ある江東区の中には、まちもあれば文化もあると思います。「次の世代が誇ることのできる江東区」と、「江東区」が2回入ってますので、ここで「伝統あるまちと文化」など、1つ目の「江東区」を少し具体的に表現出来ないかと思います。

委員

- ・これは江東区の基本構想ということで、江東区全体を捉えているのだと思うが、例えば「日本国」といった場合、そのときの「日本国」という使い方は、日本国憲法であっても、その国の政府を意味している場合もあるし、国民を意味している場合もあるし、ひとつ大きな概念として「日本国」の使い方は色々と解釈できる。この江東区の基本構想理念としても、あるときには「江東区」の主語が行政であっても、あるときには「区民一人一人」であっても構わないと思われます。あくまでも、全体としての江東区というのを念頭におけば、その時々で表現的に少し捉え方が違ってても良いと思います。

委員

- ・江東区の基本構想というのは、行政運営の憲法と捉えています。行政がこれから江東区をどう舵取りをしていくか、10年後を見据え、どういうふうに舵取りをしていくか、というふうに捉えて私は今日まで来ました。従って、基本理念とは、江東区の行政として目指すもの、それに区民を巻き込んで、「江東区はこういう基本理念で運営をしますので、是非住民参加をしてほしい」「区民参加のしくみも江東区は行政運営として、こういうふうに進めていきたい」ということを、区民に広く理解をしてもらい、分かり易く示すというふうに考えてきました。誰もが同じ考えというのはありえないが、このように行政に関わっている私たちが読んでも色んな捉え方をされるものではなく、区民が見てももう少し分かり易い文章で、何が主語で誰がやらなければならないか、あるいは参加のしくみをどう変えなければいけないか、分かり易くしていただければと思います。
- ・基本理念の中に、江東区の伝統というか、平和に関する施策が欠けている。基本理念の策定の背景の中にもあるが、先人達が空襲で苦しんで今の発展があるという平和施策というものが欠けているような気がします。
- ・高層住宅、マンションが急増しているということは、色んなところで書かれているが、一方過去においても江東区は高層住宅住民が非常に多いというのが他区にない特徴となっています。団塊の世代の人たちにどのように参加をしていただくか、新しい住民だけでなく、これまでの高層住宅住民に対しても、どのような参加の仕組みを用意するのかについても入れていただければと思います。

委員

- ・ただ今とても良いご意見をおっしゃるので、そちらの意見の方が正しいとグラッとなくなってしまったが、その前の意見では、これまでは行政がこの区をこのようにいたしますという基本構想のお約束のようなつもりだったと思います。これから10年の基本理念においては、私たち区民一人一人がこのような区をつくりたいと思っています。先ほどの主語の議論が挙がってきたときに、「私たち区民一人一人が」というものをなるべく作りたいたいと感覚的に思いました。

委員

- ・基本理念については、もう少し住民自治と団体自治の整理が必要だと思えます。
- ・「区民とは」の定義では、江東区の中にも、全ての人でもよいが、沢山の企業があり、そうした方々に活躍していただきたいと思うとともに、区民の中に開発事業者も入るといった定義を入れた方がよいのではないかと思います。

委員

- ・私は2番目の基本理念を読んだときにはあまり疑問に思いませんでした。それは先ほどおっしゃったような、私たち区民がつくるというイメージがあったからだと思います。けれども、色々な意見を聞いておりましたら、この基本理念が憲法だとするならば、もう少し分かり易い文章にした方がよいのではないかと思います。
- ・なぜなら、「区とともに責任をもって江東区をつくります」と私が聞いたら、区民の私として一緒につくると思う。それは区民と行政が一緒にやることは素晴らしいが、この基本理念が行政のつくる憲法だとすれば、少しニュアンスが違ってくると思えます。今までの「区が決めました。区民の皆さんついて来てください」ではなく、「一緒にやりましょう」という理念は素晴らしいと思うので、もう少し分かり易い文章にして欲しいと思います。
- ・「区民とは」の定義については、区内で活動する全ての人のことをいいます、というのは大変すばらしいと思いました。

委員

- ・未来会議のときも、区民主体の会議というのが前提であったので、行政云々というのは未来会議では考えたことがなかったので、違うのではないかと考えています。

委員

- ・基本理念の3番目が少し気になった。テーマの「生き生きと暮らせる江東区」は良いが、その中身が「それぞれの個性を發揮する」となっている。「生き生きと暮らせる」ということは、例えば「働く」「学ぶ」「生活する」「遊ぶ」のような中身を指すのではないか。これらの方が自分のイメージに合うと思いました。
- ・2番目の「人権を尊重し」は、2番目に入っているよりも、整理すると、1番目は、「次世代に誇りをもって引き継げるもの」、2番目は「どういうふうにつくるか」、3番目は「どういうものが幸せな未来なのか」という「生き生きと暮らせる」「人権を尊重する江東区」という順番でまとめると良いのかと思いました。

委員

- ・「生き生きと暮らせる」というのは、まちの人の色々な意見として、「生きがい」や「やりがい」を持つというのが一番喜んで、生き生きと暮らせることに繋がっていくことを実感します。その中に「生きがい」という言葉を入れたらよいと感じました。
- ・10年後ということで、オリンピック招致にかけても進められており、海外の方が多くなっていますし、「国際性豊か」など、そういった表現を盛り込まなくてよいのかと感じました。

会長

- ・まだあるかもしれませんが、今まで出た意見については、基本理念の整理の仕方として、ひとつは「区民」と「行政」、これらを総合した「江東区」の社会全体の話を整理事を基本として小委員会で議論していきたいと思います。
- ・では5分休憩して、各論の方に進みたいと思います。

(休憩)

会長

- ・それでは、後半の議論を始めたいと思います。4ページは5ページ以降の解説みたいなものですから、5ページ以降で議論を分けて行いたいですが、4ページのそれぞれの関連ある部分に戻っても結構だと思います。5ページの施策の大綱で「(1) 緑あふれる地球環境に優しいまち」ここからご意見等あればお出しいただきたいと思います。

(1) 緑あふれる地球環境にやさしいまち

委員

- ・それぞれの施策の大綱を空欄で説明いただきましたが、私は今説明していただいた事をこの中に書いて、本日提案をしていただきたかったという要望があります。
- ・緑あふれる地球環境にやさしいまちの中で、環境負荷の少ない地域づくりというのは日常生活における環境配慮とは少し意味が違うというふうに考えております。説明の中に、家庭部門の使用エネルギーの削減云々とありましたが、それを一括りに環境負荷の少ない地域づくりというようにまとめると、どちらに環境負荷がいつているのか分かりにくいので、やはり日常生活における環境配慮というのを一つ項目として起こしていただければよいかと思ひます。このあたりについてお考えをお聞かせください。

幹事

- ・環境負荷の少ない地域づくりについては、家庭でも事業所でも色々な場所であるわけがあります。特に、その中で江東区での大きな問題は、家庭系のCO₂が他区に比べ高めである。これを重点的に対応していくことで今回考えているところでありまひす。日常生活として分けることも可能でありますので、今後検討させていただきたいと考えております。

委員

- ・「(1) 緑あふれる地球環境に優しいまち」というタイトルについて、江東区は先ほどの説明にありましたように、多くの水辺を持っていますから、「緑あふれる」だけだと、水辺がないように思えるので、出来れば「水辺」や「水」を加える。水と緑があふれるだと洪水になっちゃうので、表現は要検討ですが、「水と緑に囲まれた」とか「水辺と緑」など、「水辺」が江東区の良さなので、それを入れてはどうかと思います。

委員

- ・2番目の説明、「水辺と緑」のところで、「水と緑」というのがあったが、ヒートアイランド現象に対する「風の通り道」がすごく重要と言われている。特に江東区は「風の入り口」と言われていますが、そのことに関してはどのように考えていますか。

幹事

- ・水辺と緑の問題は、水辺と緑を増やすことにより、ヒートアイランド対策に効果があると考え、この項目を立てており、従って、「風」と「水」はこれとの関連の中で考えているところでございます。

委員

- ・運河からみた景観というのが意外と意識されていないように思います。そういう意味で今回の基本構想にしっかりと盛り込むべきだと思います。そのへんはどうお考えか。

幹事

- ・運河から見た景観は、これは前から水辺の景観形成に取り組んでいるが、これから区としても主体的に取り組めるように、例えば景観形成団体になっていく、あるいは景観法に基づく景観条例を定めることも考えているので、その中で考えていきたいと思っています。

委員

- ・この本文については、基本的には説明された中身で網羅されていると思ったが、前文で「また、近年では地球規模の温暖化による～」の表現は、今の状況からみて危機感に乏しいと思います。待ったなしの課題として出されている問題だと思うので、もう少し表現を現状にあったものにしていただきたいと思います。

委員

- ・この中身を拝見しまして、水と緑で区の特徴を活かした将来に向け、環境ビジョンをつくっていききたい。
- ・環境負荷の少ない地域づくりについては、従来からのいわゆる典型七公害、まだ色々問題はありますが、地球環境負荷の低減という2つの問題を思案しており非常によろしいのではないかと感じた。
- ・環境負荷の低減のためには、住民、事業者の協力が不可欠である。すべての主体の取り組みが重要であることも盛り込むべきだと思います。

会長

- ・今まで出た意見をもとに、小委員会と事務局で相談し、次回までに具体的にお出ししたいと思います。よろしくお願いします。

- ・「(2) 未来に羽ばたく子どもを育むまち」へ進みます。

(2) 未来に羽ばたく子どもを育むまち

委員

- ・タイトルの「未来に羽ばたく子どもを育むまち」ですが、未来に羽ばたいて未来社会を担うことをイメージされているかと思うが、「羽ばたく」より「未来社会を担う」という表現のほうが具体的で実効性があるのではないか。
- ・6ページ目で、教育の課題として、国際化、情報化、少子高齢化といった部分もリード文に入れてはどうか。そう考えると、もうひとつ「 」として書かれれば良いと思います。
- ・「生きる力を育む魅力的な学校づくり」に「知」「徳」「体」といいますか、心と体と学力といった内容が入ってくればよいと思います。
- ・特にご検討いただきたいのはタイトルで、「未来に羽ばたく」だけではない。つまり、社会が厳しくなっているときに、社会のルールを守るとか、道徳性の問題など、厳しい社会を担っていくことが学校教育ではないかと思います。願望ではありますが、先に言わせていただきます。

委員

- ・今の意見と反対になってしまうと思いますが、私が気になったのは4ページ目、タイトルでいうと「子どもたちが、毎日楽しく学校に通っています」のところで、学校で学ぶだけではなく、子どもとしての役割を果たし、地域で遊ぶことも大事だと思ったので、「学校に通って」だけを限定するのではなく、もう少し広げたいと思うところがありました。
- ・6ページで3つに分けていただいているのは、未来会議では「家庭」「学校」「地域」の3つに分けていたので、それに合わせて分けていただいていると思うが、二番目は「学校、幼稚園、保育園」という形だけではなく、「学び」と「遊び」というような子どもが育つ場として、もう少し広げていただきたいという気がしました。
- ・4ページのタイトルでいうと、「子どもたちが、やさしさ、かしこさ、たくましさにあふれています」は、目指し育てほしい子どもの像だと思うが、大人からみれば、このようになってもらいたいかもしれないが、本人たちが幸せであるためには、こどもらしさが今欠けていると未来会議でも出ました。どこかに「こどもらしく」を入れてほしいと思いました。
- ・言葉の問題として、「こどもの未来を育む」と何度か出てくるが、「こどもの未来を育む」のではなく、「子どもを育む地域社会」だと思いました。「未来を担う子どもを育む」なら分かるが、「こどもの未来を育む」の表現はおかしいと思いました。

委員

- ・5ページの最初で、「江東区で生まれ育った子ども」とあるが、「生まれ」は不要ではないか。お隣の委員のお子さんは江東区で生まれていないと言っていたので、「生まれ」は必要ないと感じました。

委員

- ・「生きる力を育む」という言葉に対して、どう解釈していくか、もう少し具体的なところとして、学習なのかスポーツなのかを記述した方がイメージし易いと思います。

委員

- ・「生きる力」の言葉の概念は、少しずつ変化しているように思うので、ここは明確に定義をしていかななくてはならないと思います。ここは議論の余地があると思います。是非よろしくをお願いします。

委員

- ・表記について、「こども」の「こ」をあえてひらがなで表記するあたりは、深い考えがあったと思うが、表記の問題として今後考えていきたいと思います。
- ・「生きる力」は、「知」「徳」「体」を書けば皆さんに分かっていただけたらと思います。

委員

- ・5 ページ目、江東区で育った子どもたちが、また江東区に戻ってきて担うような、(世界に羽ばたいてしまっても良いが・・・)ここで身に付けたものを外に出すというよりも、江東区を支えるというような意味合いも入れていただければどうかと思いました。

委員

- ・6 ページ目の3行目、「一人一人が大切にされる」のは、子どもたちにとってすごく大切な事だと思います。この続きは「楽しい学校をつくるとともに」に繋げず、「一人一人が大切にされる社会」などに結びつけたらと考えました。

会長

- ・あとはまた、意見メモで出していただきたいと思います。
- ・(3)区民の力で築く元気に輝くまちについて、ご意見ありましたらお出しください。

(3) 区民の力で築く元気に輝くまち

委員

- ・「国際化」という問題があると思います。前回の基本構想では、「国際化」という文言は出てきていません。ただ実態は、平成13年に外国人登録者が1万人を超え、平成19年には16,000人にもなっている。人口そのものも増えているが、登録者数の割合が2.5~2.9%まで上昇しているということで、確実に外国の方は増えています。余談ですが、うちの近くに大島六丁目団地という大きい団地があるんですが、この春からその団地の役員に3人のインドの方が就任され、それぞれの地域でまちづくりの主役になっている現実があります。ここは何とか外国人居住者を意識した内容を、3番目に盛り込んでいただきたい。
- ・住む方だけではなく、例えば豊洲への築地市場移転、オリンピック、新東京タワーなどを考えると、江東区を訪ねてくる外国の方もいらっしゃると思う。そのあたり上手くコラボして、国際化ということを入れていただきたい。ちょっと抽象的な要望ですがお願いしたいと思います。

委員

- ・まず産業の位置づけを一番目にもってくるべきではないかと思います。コミュニティや文化なども産業があっこそ、伝統などが育っていくと思います。これでいくと「生涯学習」や「参画」も大事ですが、最後に付け足しのように産業があるような気がするので、一番目に「地域産業」をもってきて、位置付けも大事なこととして取り組んでいただきたいと思います。

委員

- ・7ページの「個性を尊重し、活かす地域社会づくり」の「個性を尊重する」のは言葉としては良いが、地域社会において人権を尊重しますので、「個性」と「人権」の言葉の使い方は慎重に使わないと個人の行き過ぎを招く可能性があるので、「個性を尊重する」という言葉の中身を定義づけしたほうがよいと思っております。

委員

- ・7ページの全体に関して、私は未来会議で産業の議論をしたんですが、正直申しますと議論した結果があまり反映されておらず、悲しい結果だと思っています。
- ・産業部分は最後の3行だけに終わっているが、正直疑問に思う。未来会議では、もう少し深い議論を提言していますので、その検討をお願いします。

委員

- ・これといった意見ではないが、地域の元気が出るのは、やはり地域産業、江東区は産業が多く、商店街も60以上あり、そういう中で産業や商店街の元気が出ないと地域の活性化はないと思います。
- ・産業はどこの分野と探したが、なかなか分からない。3番目にあることが非常に分かりにくいので、出来れば「産業」を前面に全面的に出していただければありがたいと思っております。

委員

- ・委員がおっしゃったとおり、やはり江東区は産業のまちである。従って、その位置づけを最上位にもってきていただきたい。産業は江東区を運営する税収の源である。あらゆる教育から全て財源がなければ一歩も進めない。その生み出す大事な産業をもってこなければ、「区民の力で築く元気に輝くまち」に繋がらないと思うので、産業というものをしっかり捉えてほしいと思います。
- ・それと合わせてこの機会に、文章に出てくる観光振興について新東京タワーなど出来て、江東区を沢山の方に知っていただく機会が近づいてきたと思っておりますので、そういった意味で、そのことも尊重してほしいと思います。産業の位置づけをどうお考えか。

幹事

- ・産業振興の中に、観光振興の位置づけをしたところです。今のお話にありましたように、区民部の中に観光推進担当課長ということで組織していますので、そういう意味も含め我々も重要だと思っておりますので、考えていきたいと思っております。

委員

- ・消費者の権利保護の立場から発言をさせていただきます。最後の、健全で活力ある地域産業の育成の中に消費者保護が入るものとは思いません。消費者保護とは、この中の3つで分けるとしたら「 」ではないか。地域社会づくりの中に消費者保護というものを謳わないと、ここの文章ではおかしくなると思います。
- ・消費者保護というのは今、社会背景でも大変重要な視点だと思います。振り込め詐欺等も含め、重要な消費者の保護が必要で、これからの高齢化社会においては重要性を増しているのです、要望として伝えておきます。

委員

- ・本日江東区内の大企業のCSR担当者と話すことがありまして、その方がおっしゃるには、企業側にとっては区と一緒にコミュニケーションを取りたい、CSRの部として、やはりパブリックセクターとコミュニケーションを取りたい、しかし区のだこの部署とコミュニケーションを取ってよいか分からないという意見がありました。そうした企業が区に対してニーズをもっていることを鑑みながら、税金をおとしてくれるのは大企業が大きいと思いますので、検討したほうがよいと思っております。

(4) ともに支えあい、健康に生き生き暮らせるまち

会長

- ・次に「(4) ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち」についてご意見をお出しいただきたいと思っております。

委員

- ・「ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち」は、未来会議だと、第3分科会にあたるどころだと考えております。
- ・一番お願いしたいのは、最初の文章の最後のところに「誰もが自立し、安心して暮らせる福祉施策を推進します」とあるが、「誰もが」には、未来会議で三本柱になっていたのは、「高齢者、障害者等の自立支援」ということで、この資料の11を見ていただくと分かるが、「高齢者や障害者をはじめ誰もが自立して生活できるまち」となっております。是非、「誰もが自立し」の前に「高齢者や障害者をはじめ」という文章を入れていただけたらと思います。

委員

- ・先ほどの3番のまちづくりに少し関係するのかもしれないが、これから今後10年20年30年と高齢社会が続くわけですが、その中で健康寿命が延びた場合に、日本も定年の延長など謳われているが、元気な高齢者がより多く、生産力、労働力に加わるようなまちづくりを枠として作っていかないと、これは高齢者の生きがいにも繋がる大きな問題だと思いますので、どこか4番の中か、3番でも結構ですし、色んなアイデアがあると思えます。

- ・現在の経済状況から考えると、満足のいく賃金体系は難しいかと思うが、何かよいアイデアを盛込んでほしいと思います。

委員

- ・「誰もが安心して生き生きと暮らせる」の中に「出かける国際化」だけでなく、我々の中で「受け入れる国際化」もありますので、この4番でもよいですし、3番でもよいが「受け入れる国際化」も意識してほしいという要望です。

委員

- ・4番が「保健福祉」と言われてしまうと、入るのかと思っているのですが、先ほどから私個人としては違和感を覚えています。(3)の「個性を尊重し活かしあう地域社会づくり」として、具体的なお話としては、町会やNPOやスポーツが出来る場所など、お話が出てきたと思うが、「ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせる」という視点からいうと、従来の健康でという、もちろん障害者や高齢者の健康はとても大事ですが、先ほど出ていた「生きがい」や「心の健康」や「人と人のつながり」など、まさに(3)の でいわれていることを、もう少し(4)の中で広がって、実はこれからは と だけではなく、今申し上げたところが非常に大切だと思っています。
- ・もしかすると(3)の は、産業振興や文化などの視点から語っていただいて、(4)の方は、むしろ暮らす住民サイドの立場から問題提起されていると思うので、そのへんは両方重なるのか、何れにせよ、そういった部分がもう少し(4)にほしいと思いました。

会長

- ・「(3) 区民の力で築く元気に輝くまち」と「(4) とともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち」と、「5 基本構想の実現のために」の記述内容については、少し小委員会でも議論させていただきたいと思います。
- ・「(5) 住みよさを実感できる世界に誇れるまち」についてご意見どうぞ。

(5) 住みよさを実感できる世界に誇れるまち

委員

- ・9 ページ 4~5 行目の文章で、「こうした地域特性を活かしながら……居住年数や地域等に関係なく~」は、このまま読むと論理矛盾しているのではないかと。言おうとしていることは分かるが、表記上の問題として検討していただきたい。

委員

- ・(5) の文章の中で、「安全で安心なまちを実現する」の先ほどの説明で、防災や防災意識などあったが、江東区を10年20年のスパンで考えるならば、文章の中に「防災」という言葉を明記してもよいのではないかと。今のままの文章だと、防災のところまで意識が至らない可能性がある。防災の面は、災害に色々気を使わなくてはならないと思うので、ご検討をいただければと思います。

委員

- ・ここに入るか分からないが、将来、食糧問題は大きな問題で、国レベルや東京都レベルでやってくれば良いが、江東区はかなりの人口で、江東区として対処する方法を考えるべきである。食糧の備蓄とかの問題もあるが、防災にも関係して、地方、田舎との連携関係、田舎と仲良くなっておくべきである。田舎は人口が減って疲弊しているので、地方に対して手を差し伸べる立場になりつつある。日本に誇れる、世界に誇れるような取り組みをしていけるとよい。

会長

- ・世界に発信していく、といった表現になるのか。

委員

- ・このへんは意見が分かれるところだと思うが、住み良さを実感できる世界に誇れるまちということになると、今まちが変わっていることは確かで、臨海部の大型開発はもちろんですが、そこにある伝統が息づく既成市街地というのも、そういえるのかどうかといえるくらいにどんどんとマンションが出来てくる状況があるわけです。議会にも建築紛争、本当に陳情が沢山出て、マンションが出来るときに建築紛争があり、次に出来たマンション住民が建築紛争の陳情を出してくるような。本当に住みよいまちでありたいと思いながら、実際にはなかなか開発によって、どうにもならないところでまちが変わってってしまう状況があると思っていますが、ここでいくと「今後も大きな可能性を秘めています」とあるが、人口が増え、集合住宅が増えていくことが果たして良いことという前提の見方なのか。私はそうは思わないので、表題自体に異論はないが、今住んでいる住民たちの意見が、もう少しまちづくりに反映をされるような、今住んでいる人たちが良いまちを一緒に作っていくような、そういう項目を是非入れてほしいと思います。

会長

- ・それでは、まだご意見はあろうかと思いますが、次回は、小委員会と事務局と相談し、空白になっている部分をなるべく埋めてお出しして、さらにご議論をいただきたいと思います。
- ・意見メモを出していただいたものも取り入れ、その上でご議論いただきたいと思います。
- ・事務局の方から連絡等ございますか。

幹事

- ・ご審議ありがとうございました。
- ・事務局から1点お願いがございます。先ほども申し上げましたが、本日お手元に意見メモを配付してございます。本日の審議会で様々な意見が出されましたが、まだ言い足りない点や今後気になった点もあるかと思えます。そうしたご意見ご質問等につきましては、意見メモにご記入いただきまして、事務局までご提出をお願いいたします。記入方法につきましては、記入要領をご覧くださいと思います。
- ・いただきましたご意見ご質問につきましては、事務局より取りまとめいたしまして、今後の審議会資料として活用いたします。今回の意見メモの取りまとめにあたりまして、記

入された委員の氏名を掲載した形で提示したいと思っておりますので、予めご了承いただきたいと思ひます。

- ・なお、まとめる関係上、意見メモの提出は7月25日（金）までによろしくお願ひいたします。

会長

- ・7月25日までに、意見がお有りの方は意見メモをご提出いただきたいと思ひます。
- ・次回は8月6日（水）午後3時から、会場は同じ会議室で行いますのでよろしくお願ひします。
- ・それでは審議会はこれで終ります、ご協力ありがとうございました。

4. 閉会

以上